

肥料価格高騰対策事業（国庫事業）のお知らせ



肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、**化学肥料の低減に向けて取り組む農業者（農畜産物を販売する農業者）**の皆さまの**肥料費を支援**します。

支援対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料（本年の秋肥と来年の春肥として使用する肥料）が対象です。

支援内容

化学肥料低減の取り組みを行った上で前年度から増加した肥料費について、その7割を支援金として交付します。

【支援額算定式】

支援金 = (当年肥料購入費 - (当年肥料購入費 ÷ 高騰率 ÷ 使用量低減率 0.9)) × 0.7
〈高騰率は国が決定〉

※支援金算定例（秋肥、肥料購入額 500,000 円の場合）

(500,000 円 - (500,000 円 ÷ 1.4 ÷ 0.9)) × 0.7 = 72,222 円

※高騰率 秋肥 1.4、春肥は令和5年1月頃決定



☆化学肥料低減の取り組みについて

- 化学肥料低減計画を作成し、**令和4年度と令和5年度の取り組みメニューのうち、2つ以上取り組んでください。**
- 取り組み状況については、中間報告（令和5年12月頃まで）、実績報告（令和6年6月頃まで）で確認します。

申請に必要な書類や申請方法、申し込み期限などは、追ってお知らせします。
(注意：JA以外で購入された方は、購入店にご相談ください)

令和5年用春肥料の予約申し込みをされていない方は、本事業の兼ね合いもあるため、令和4年11月末までに予約申し込みをしていただきますようお願いいたします。

また、一関市農作物生産緊急支援給付金については、一関市のホームページをご確認ください。

詳しくは、農林水産省と岩手県のホームページをご覧ください。

農林水産省ホームページ <https://www.maff.go.jp/>

岩手県肥料コスト低減推進協議会（岩手県農林水産部農業普及技術課）

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nougyou/seisan/1059253.html>